

令和6年度 東京都立新宿山吹高等学校定時制課程

いじめ防止基本方針

令和6年4月1日
校長 決定

はじめに

国は平成25年6月に全ての生徒の教育を受ける権利の保障、心身の健全育成と尊厳の保持を目的とし「いじめ防止対策推進法」を発令した。

同法第3条ではいじめ対策の基本理念を「いじめは全ての生徒に関係することであり、生徒が安心して学習、その他の活動に取り組めるように学校内外でいじめが行われないようにすること。」「全ての生徒がいじめを行わず、また他の生徒に対して行われるいじめを放置することがないよう、いじめが生徒の心身に及ぼす影響やいじめ問題を生徒に理解させること。」「いじめを受けた生徒の生命や心身を保護することが重要であることを認識し、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者のもといじめの問題を克服することを目指して行うこと」としている。

第4条では「児童等はいじめを行ってはいけない」といじめを禁止し、第8条では学校と学校の教職員の責務として、関係者と連携しいじめの防止と早期発見、迅速な対処を行うよう定めている。

第13条では学校に、その学校の実情に応じた、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるよう示している。

これを受け東京都から、平成26年東京都条例103号「東京都いじめ防止対策推進条例」、平成26年7月10日「東京都いじめ防止対策推進基本方針」が出された。本校ではこれらを真摯に受け止め「東京都立新宿山吹高等学校定時制課程いじめ防止基本方針」を以下の通り策定する。

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめはどの学校にも、どの生徒にも起こりうるものであることを前提に全教職員でいじめ問題に取り組む。
- (2) 授業、生徒指導、キャリア教育、道徳教育、学級経営、特別活動、教育相談等を通し多面的・包括的アプローチを生徒に行うことでいじめの未然防止に努める。
- (3) いじめが起こった際は、関係機関との連携のもと、その対処に学校あげて取り組み、生徒の教育を受ける権利と尊厳を保持する。

2 学校及び教職員の責務

学校は、いじめ防止対策推進法第3条の基本理念にのっとり、在籍生徒の保護者、地域住民、関係機関との連携を図り、いじめ問題の未然防止、早期発見に取り組む責務を有する。また在籍生徒がいじめを受けていると思われるときは適切かつ迅速に対処する責務を有する。

3 いじめの定義

(1) いじめとは

本校生徒に対して、一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える（インターネットを通じて行われるものを含む。）行為で、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものとする。

(2) いじめと判断する際の注意

個々の行為がいじめに当たるか否かについての判断は表面的・形式的に行うことなく、いじめられたとする生徒の気持ちを重視する。しかし、生徒はいじめられていてもそれを否定し、隠す傾向があることも想定されるので、言葉だけでなく表情や様子を観察する。

また「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈しないようにする。嫌がらせやいじわる等の「暴力をとまわらないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験するといわれている。いじめ加害、被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の問題、観衆としてはやしたてたりおもしろがったりする存在や傍観者の存在にも注意を払う。けんか等は除くが、外見的にはそう見えることでも、よく状況を確認する。

いじめか否かについては、いじめ防止対策委員会が、生徒、保護者、教職員その他からの聞き取りや、報告をもとに事実関係を調査し、東京都教育委員会「いじめ総合対策 重大性の段階に応じたいじめの類型」を参考に判断する。さらに必要に応じ学校サポートチーム委員に助言を求める。

但し、重大事態に至ったとの申し立てが生徒や保護者からあった場合は、それをもって重大事態が発生したものとして対処する。

4 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ防止対策委員会

ア 設置の目的

いじめ防止対策推進法第22条に基づき、いじめ防止等に関する措置を実行的に行うことを目的とした「学校いじめ防止対策委員会」を置く。この組織を、いじめの防止や早期発見いじめに対する措置の中核となる組織とする。

イ 所掌事項

- 生徒指導、キャリア教育、道徳教育、学級経営、特別活動、教育相談等による包括的ないじめ防止年間計画の作成
- 年間計画の進捗状況のチェック及び必要に応じた年間計画の見直し
- 年間3回のいじめに関する調査の実施
- 教員に対する年間3回以上の研修会等の実施
- いじめが疑われる情報があった際の緊急会議の開催、情報の整理、記録、集約、共有化
- 教員が見聞するささいな兆候や懸念、生徒からの訴えも含めていじめが疑われるような事象についての検討と対応策の協議
- いじめへの対処がうまくいかなかったケースの検証
- いじめ防止基本方針に沿った対策のPDCAサイクルによる検証

○その他、いじめ防止に役立つ事項への対応

ウ 会議

○定例会議を開催する。

○いじめに関する情報を把握した際に臨時の会議を開催する。

○いじめと思われる事象が発生した場合には、問題が解決するまで迅速かつ適切な対応のために継続的に会議を開催する。

エ 委員構成

委員長 校長

副委員長 副校長

委員 生活指導部 ホーム部 相談部 特別支援教育コーディネーター
スクールカウンセラー 養護教諭

* 必要に応じその都度、該当生徒の担任や部活動の顧問等を加えることができる。

* 迅速に会議を開催する場合は、人数を限定した会議を行うことができる。

(2) 学校サポートチーム

新宿山吹高等学校 学校サポートチーム ※学校運営連絡協議会内に設置する。

ア 目的 保護者、地域、関係機関と連携し、多様化複雑化するいじめ問題に迅速かつ的確に解決するために学校サポートチームを設置する。

イ 設置 学校サポートチームは、学校運営連絡協議会内に設置する。

ウ 構成員 学校サポートチームは、次の者を構成員とする。

校長、副校長、ホーム部主任、相談室主任、生活指導主任、保護者、警察署職員 等

エ 開催 原則として、年3回。また必要に応じて適宜開催する。

オ 招集 校長が招集し、その運営を管理する。

5 段階に応じた具体的な取組

いじめ防止対策推進法第15条、16条、18条、19条、第22条、第23条、第24条、第25条、第28条、第30条をもとに下記の対策を行う。

(1) 未然防止のための取組

ア 生徒と教職員の信頼関係の構築

○日常的な声掛け ささいな事柄へのかかわり 年間を通しての個別面談の実施

イ 生徒間の信頼できる友人関係の構築

○文化祭等を通しての集団活動

○部活動への加入の推進

○レクリエーションの実施

ウ 規律正しい態度で主体的に授業に臨むことができる授業づくり

○授業力向上

○授業中のいじり行為等への指導

○日常の授業において、生徒同士が話し合い、合意形成や意思決定を行う場面の設定

エ いじめに関する授業を年3回以上順次実施し、いじめを許さない風土を醸成する。

- オ 主体的に行事に参加・活躍できる集団づくり
 - 生徒会活動の活発化
 - ボランティア活動の実施
- カ 集団の一員としての自覚や自信を育み互いを認め合える人間関係・学校風土の醸成
- キ 生徒を対象とした「いじめ防止（インターネットによるものも含めて）」啓発活動の実施
 - 生徒会等による「ポスター」等による啓発活動
 - 学校いじめ防止対策委員による集会時における啓発活動
 - いじめを題材とした図書等の整備
- ク 「いじめは人間として許されない」との雰囲気醸成
 - 校長が全校集会等でいじめの問題に触れる。
 - 担任がホームルーム活動でいじめの問題に触れる。
 - 何がいじめなのかを具体的に列挙し校内に掲示するなど、いじめに対する生徒と教職員の共通理解を図る。
- ケ いじめに向かわない態度・能力の育成（豊かな情操と道徳心 コミュニケーション能力の育成）
 - 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実
 - 読書活動の推進 ビブリオバトルの開催
 - 体験活動の推進
- コ 教職員による生徒の行動の日常的観察
 - 授業中の観察
 - 休み時間の見回り
- サ いじめ等に関する1学期1回以上の調査の実施
- シ 生徒の遅刻、早退、欠席日数の把握

(2) いじめの早期発見のための取組

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いをもって早い段階からの確にかかわりを持ちいじめを隠したり軽視したりすることなくいじめを積極的に認知することが必要である。

- ア 日常的な観察によるいじめの認知
 - いじめられている生徒はそれを隠す傾向があるので、言葉だけでなく表情や様子を観察する。
 - 休み時間、放課後、部活動等生徒と接する機会を積極的に活用し生徒の様子に目を配る。
 - 早退や欠席状況に注意する。
- イ 相談体制の整備
 - いじめ防止対策委員会を生徒、保護者、教職員の相談窓口とすることを周知する。
 - いじめ防止対策委員会が相談窓口であることを校内掲示等で周知する。
 - 相談や報告を受ける場合は、生徒相談室や保健室内の相談室など他の生徒の目につかない場所を設定する。
 - いじめについて相談した生徒には、必要に応じて生徒相談室や保健室内の相談室など一時的に危険を回避する場所を提供する。
 - また、いじめ防止対策委員会で役割分担を行い生徒のケアを行う。
- ウ 調査の工夫

いじめに関する調査は、自宅でもできるように個人の端末で回答させる。

(3) いじめ解決のための取組

ア いじめと思われる行為を把握した際の対処

- 教職員は、いじめと思われる行為を目撃したらすぐにやめさせ、いじめ防止対策委員会へ報告する。
- 教職員は、生徒や保護者からいじめと思われる事象の相談を受けたら、すぐにいじめ防止対策委員会へ報告する。
- 教職員は、いじめの兆候に気付いたら、すぐにいじめ防止対策委員会に報告する。
- 教職員は、生徒や保護者から相談された際は、一人で抱え込まずすぐにいじめ防止対策委員会に報告する。
- いじめ防止対策委員長は、上記アの情報を把握後迅速に、学校いじめ防止対策委員会を招集し役割分担を決めそれに従い行動する。
- いじめ防止対策委員長は、いじめに関する事実確認を行いその事実があったと判断した場合は東京都教育委員会及び東部学校経営支援センターに報告する。
- いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせるための措置を講じる。
- 学校いじめ防止対策委員、担任、相談部、生活指導部などが必要に応じ生徒に指導を行う。
- スクールカウンセラーを活用し、いじめの背景にある問題にアプローチする。

イ いじめを受けた生徒、保護者に対する支援

- 学校いじめ防止対策委員、担任、相談部、生活指導部などが必要に応じ生徒の話を聞き支援にあたる。
- スクールカウンセラーを活用し心のケアを行う。

ウ いじめを行った生徒に対する指導、保護者に対する助言

- 学校いじめ防止対策委員、担任、相談部、生活指導部などが必要に応じ生徒や保護者の話を聞き支援にあたる。
- スクールカウンセラーを活用し心のケアを行う。
- いじめを受けた生徒や他の生徒が、安心して教育をうけることができるように必要に応じ、いじめを行った生徒を別の場所で学習させる。
- いじめを受けた生徒の保護者と、いじめを行った保護者との間で争いがおきることがないように必要な措置を慎重に講じる。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものかどうかを判断する。犯罪行為として取り扱うとした場合は所轄警察署と連携し対処する。
- 生徒の生命、身体に又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は直ちに所轄警察署に通報する。
- 校長は、いじめを行っている生徒に対し教育上必要であると認めるときは、学校教育法第11条に基づき懲戒を与える。
- 役割と対応の検証を行い必要があれば修正する。

エ 事後の見守り

- いじめが解決した後も、一定期間の見守りを継続する。

(4) 重大事態への対処

ア 重大事態とは

○いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき

例：生徒が自殺を企図した場合 身体に重大な障害を負った場合
金品等に重大な被害を被った場合 精神性の疾患を発症した場合

○いじめにより生徒が相当に帰還学校を欠席することを余儀なくされたとき

基準：年間30日を目安とするが一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査する。

○生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申し立てがあった際は、重大事態が発生したものとする。

イ 報告

校長は重大事態が発生した場合、東京都教育委員会及び東部学校経営支援センターに報告する。

ウ 重大事態が発生した際の対処

○東京都教育委員会または学校が主体となり調査を行う。

- ・ 調査の目的 学校が事実に向き合い事態への対処や、同種の事態の発生防止を図ること
- ・ 調査内容 いじめ行為について、客観的な事実関係を明確にする。
いつから、誰から行われ、どのような様態であったか。
いじめを生んだ背景事情の問題 人間関係の問題

○本校が調査主体となった場合

- ・ いじめられた生徒や情報を提供した生徒を守ることを最優先とした調査を行う。
情報提供者が誰であるかについてはS1として取り扱う。
- ・ 調査は、いじめ防止対策委員会が行う。
- ・ いじめられた生徒からの聞き取りが可能な場合は、いじめられた生徒から十分に聞き取る。
- ・ いじめられた生徒からの聞き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聞く。
- ・ 在籍生徒等を対象に質問紙票による調査を行う場合は、調査により得られたアンケートは、いじめられた生徒またはその保護者に提供する場合があることを、事前に調査対象となった生徒やその保護者に説明する。
- ・ 教職員に対し聞き取りや、質問紙票による調査を行う。

○調査後に行う対応

- ・ 調査による事実確認と、それに応じた学校いじめ防止対策委員会による対応策の協議と役割分担を行う。
- ・ いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせるための措置を講じる。
学校いじめ防止対策委員、担任、相談部、生活指導部などが必要に応じ生徒に指導を行う。スクールカウンセラーを活用し、いじめの背景にある問題にアプローチする。
- ・ いじめを受けた生徒、保護者に対する支援を行う。
学校いじめ防止対策委員、担任、相談部、生活指導部などが必要に応じ生徒の話を聞き支援にあたる。スクールカウンセラーを活用し、心のケアを行う。
- ・ いじめを行った生徒に対する指導、保護者に対する助言を行う。
学校いじめ防止対策委員、担任、相談部、生活指導部などが必要に応じ生徒や保護者の話を聞き支援にあたる。スクールカウンセラーを活用し心のケアを行う。
- ・ いじめを受けた生徒や他の生徒が安心して教育をうけることができるように必要に応じ、いじめを行った生徒を別の場所で学習させる。

- ・ いじめを受けた生徒の保護者といじめを行った保護者との間で争いがおきることがないように必要な措置を講じる。
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものかどうかを判断する。学校サポートチーム委員の助言を受け、いじめが犯罪行為として取り扱うべきかどうかを判断する。
- ・ 生徒の生命、身体に又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、直ちに所轄警察署に通報する。
- ・ 校長は、いじめを行っている生徒に対し、教育上必要があると認めるときは学校教育法第11条に基づき懲戒を与える。
- ・ 学校サポートチームと連携し、校内にいじめ防止と被害生徒保護の啓発活動を行う。
- ・ 役割と対応の検証を行い必要があれば修正する。

6 教職員研修計画

(1) 1学期の研修

ア いじめ防止基本方針に関する理解のための研修

- いじめの未然防止のための行動の理解
- いじめ問題に直面した際の行動の理解

イ いじめ防止授業に関する共通理解

(2) 2学期の研修

ア いじめ防止啓発の映画等を題材に協議

イ いじめ防止基本方針に関する研修 改善点等の協議

(3) 3学期の研修

ア 精神科医等を講師としたいじめについての理解研修

7 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

(1) 新宿山吹だよりやホームページ、保護者会を活用し学校いじめ防止基本方針等について周知する。

(2) 教員による個別保護者相談会を実施し、保護者が相談しやすい環境をつくる。

(3) スクールカウンセラーによる相談の実施等について、ホームページや保護者会で周知し、保護者が相談しやすい環境をつくる。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

(1) 学校評価

生徒、保護者、教員用の学校評価にいじめに関する項目を設定する。

項目：「学校はいじめ防止に取り組んでいると思いますか。」

指標：「そう思う」「ややそう思う」「あまり思わない」「思わない」

評価結果をもとに学校運営連絡協議会で、効果的な取組みについて意見交換を行う。

(2) 教員の個別評価

東京都教育委員会「ふれあい月間 いじめ調査」で、自身や学校の取組について6月及び11月に評価を行う。

(3) 基本方針等の改善

上記(1)(2)をもとに「東京都立新宿山吹高等学校定時制課程いじめ防止基本方針」の評価及び必要に応じた改訂を行う。